

様式第94号

介護保険法第115条の32第2項（整備）又は第4項（区分の変更）に基づく業務管理体制に係る届出書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

（あて先）千葉市長

事業者 名 称 千葉介護 株式会社
 代表者職氏名 代表取締役
 千葉 ちはな 印

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

		事業者（法人）番号										
1 届出の内容												
(1)法第115条の32第2項関係 (整備)												
(2)法第115条の32第4項関係 (区分の変更)												
2	フリガナ	チバカイゴ カブシキガイシャ										
	名 称	千葉介護 株式会社										
	住 所	(郵便番号 △△△ - △△△)										
	(主たる事務所の所在地)	千葉県 千葉市 **区 ○○ ××-××-××										
		(ビルの名称等)										
	連絡先	電話番号	043-***-***				FAX番号	043-***-***				
	電子メールアドレス											
業 者	法人の種別	営利会社										
	代表者の職名・氏名・生年月日	職名	代表取締役	フリガナ	チバ チハナ	生年月日	昭和△△年 △△月△△日					
		氏名	千葉 ちはな									
	代表者の住所	(郵便番号 260 - * * * *)										
		千葉県 千葉市 ☆☆区 ○○ ×× - ×× - ××										
		(ビルの名称等) ちはなマンション●●●										
3	事業所名称等及び所在地	事業所名称	指定(許可)年月日	介護保険事業所番号(医療機関等コード)				所 在 地				
		〇〇事業所	平成〇〇年 ●月●日	127×××××××				千葉県千葉市 △△区□□ ◆◆◆ - ◆◆◆				
4	介護保険法施行規則第140条の4第1項第2号から第4号に基づく届出事項	第2号	法令遵守責任者の氏名(フリガナ)				生年月日					
			千葉 ちはな (チバ チハナ)				昭和△△年△月△日					
		第3号	業務が法令に適合することを確保するための規程の概要									
		第4号	業務執行の状況の監査の方法の概要									
5	区分変更	区分変更前行政機関名称、担当部課（局）課										
		事業者（法人）番号										
		区分変更の理由										
		区分変更後行政機関名称、担当部（局）課										
		区分変更日										
										年 月 日		

1 共通事項

1 新規に業務管理体制を整備した事業者及び業務管理体制を届け出た後、事業所又は施設（以下「事業所等」という。）の指定や廃止等に伴い、事業展開地域の変更により、届出先区分の変更が生じた事業者は、関係行政機関に届け出てください。

2 「受付番号」及び「事業者(法人)番号」には、記入しないでください。

3 「1 届出の内容」

(1) 新規に業務管理体制を整備し、届け出る場合は、「(1)法第115条の32第2項関係(整備)」に○を付けてください。

(2) 届出先区分の変更が生じた場合、「(2)法第115条の32第4項関係(区分の変更)」に○を付けてください。なお、届出先区分の変更が生じた事業者は、区分変更前と区分変更後の行政機関にそれぞれ届け出てください。

4 「2 事業者」

「法人の種別」は、「社会福祉法人」「医療法人」「社団法人」「財団法人」「株式会社」等の別を記入してください。

「事業者の名称」「主たる事務所の所在地」「法人の種別」「代表者の職名」「代表者の住所」等は、登記内容等と一致するようにしてください。

2 新規に業務管理体制を整備した事業者【法第115条の32第2項(整備)関係】

1 「3 事業所名称等及び所在地」

「介護予防」「介護予防支援」を含み、みなし事業所を除いた事業所等を記入し、「事業所名称」に事業所等の合計の数を記入してください。書ききれない場合は、記入を省略し別添資料として添付してください(別添資料はA4用紙により、既存資料の写し及び両面印刷したもので構いません)。

2 「4 介護保険法施行規則第140条の40第1項第2号から第4号までに基づく届出事項」

(1) 事業所等数に応じ整備する業務管理体制について、該当するすべての番号に○を付けてください。

(2) 第3号及び第4号を届け出る場合は、概要等がわかる資料を添付してください(別添資料はA4用紙により、既存資料の写し及び両面印刷したもので構いません)。

事業所等数に応じて整備する業務管理体制

	事業所等数		
	20未満	20以上100未満	100以上
第2号	○	○	○
第3号	×	○	○
第4号	×	×	○

(3) 「5 区分変更」は、区分変更のあった場合に記入するため、**新規に業務管理体制を整備した事業者は、記入しないでください。**

3 業務管理体制を届け出た後、事業所等の指定や廃止等に伴い、事業展開地域の変更により、届出先区分の変更が生じた事業者【法第115条の32第4項関係(区分の変更)関係】

1 事業所等の指定や廃止等により、届出先区分に変更があった事業者は、区分変更前及び区分変更後の行政機関にそれぞれ届け出てください。

(1) 区分変更前行政機関へは、「(2)法第115条の32第4項関係(区分の変更)」に○を付け、「5 区分変更」に記入し、「1 届出の内容」から「5 区分変更」について、上記記入要領に基づいて記入してください。

(2) 「事業者(法人)番号」には、区分変更前行政機関が付番した番号を記入してください。

(3) 「区分変更の理由」には、その理由を具体的に記入してください。

書ききれない場合は、記入を省略し別添資料として添付してください(別添資料はA4用紙により、既存資料の写し及び両面印刷したもので構いません)。